

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準（学校保健安全法により）

**『発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで』**

以下の「新型コロナウイルス出席停止期間早見表」を参考に、自宅療養をしていただきますようお願いいたします。  
 また、出席停止の手続きにつきましては別紙「新型コロナウイルス感染症による出席停止の手続きの流れ」を参考にいただき、回復されましたら「**新型コロナウイルス感染症に関わる欠席届**」を担任まで御提出ください。

【注意！】発症とは、病院を受診した日ではなく、**発熱などの風邪症状が始まった日**です。（無症状の場合は検体を採取した日です。）

**〈新型コロナウイルス出席停止期間早見表〉**

【注意！】1日のなかで発熱と解熱が両方あった場合は「発熱」となります。

		発症日	発症後								
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
月/日(曜日)		( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )
体温 (一番高い温度を記入)		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状 (咽頭痛、せき、倦怠感、頭痛、鼻水、腹痛、下痢など)											
例1	発症後1日目に症状が軽快した場合 (最低基準)	発症	症状軽快	軽快後1日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能			
		← 出席停止期間 →									
例2	発症後2日目に症状が軽快した場合	発症	症状あり	症状軽快	軽快後1日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能			
		← 出席停止期間 →									
例3	発症後3日目に症状が軽快した場合	発症	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後1日目	発症後5日目	登校可能			
		← 出席停止期間 →									
例4	発症後4日目に症状が軽快した場合	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後1日目	登校可能			
		← 出席停止期間 →									
例5	発症後5日目に症状が軽快した場合	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後1日目	登校可能		
		← 出席停止期間 →									
例6	発症後6日目に症状が軽快した場合	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後1日目	登校可能	
		← 出席停止期間 →									

出席停止が解除されても発症から10日を経過するまではマスクの着用が推奨されています。

## 新型コロナウイルス感染症に関わる欠席届

このたび、下記の理由により欠席しましたので、届け出ます。

京都府立京都すばる高等学校長 様

第 学年 組 番

生徒氏名(自署)

保護者等氏名(自署)

### 記

欠席した期間：

令和 年 月 日 ( ) SHR・ 限目～令和 年 月 日 ( ) SHR・ 限目

欠席理由：該当する番号に○をつけてください。

①陽性

②その他 ( )

※ 登校してきた日から原則1週間以内に、担任に提出してください。

特に学期を越えての提出は認められません。(期末考査後の授業は、次学期に含まれます。)

(学校記入欄)						
出席停止期間						
令和 年 月 日 ( ) SHR・ 限目～令和 年 月 日 ( ) SHR・ 限目						
校 長	副校長	副校長	事務長	教務部長	学年部長	担 任